

平成26年第10回定例会

小清水町議会会議録

平成26年第10回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年12月17日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
（議長諸報告について）
（町長あいさつ）
- 第 3 行政報告について
- 第 4 認 定 第 1 号 平成25年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 意見案第14号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）の提出について
- 第 6 意見案第15号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 第 7 意見案第16号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）の提出について
- 第 8 意見案第17号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書（案）の提出について
- 第 9 一般質問
- 第10 承 認 第 2 号 専決処分した事件の承認について（平成26年度小清水町一般会計補正予算（第5号））
- 第11 議 案 第66号 小清水町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例制定について
- 第12 議 案 第67号 小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護要望のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について
- 第13 議 案 第68号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議 案 第69号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議 案 第70号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議 案 第71号 平成26年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について
- 第17 議 案 第72号 平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議 案 第73号 平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会会長	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	権藤結	君
企画財政課長	金原武浩	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	鈴木祐之	君
産業課長	久保弘志	君
建設課長	服部隆文	君
子育て支援課長	河西定博	君
教 育 長	渡邊等	君
生涯学習課長	瀧口 頭	君
農業委員会事務局長	久保弘志	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議に従事した者

議 会 事 務 局 長	中 野 也 寸 志 君
書 記	細 川 ひ ろ み 君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成26年第10回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
5番 八木 勝 正 議員 6番 槻 間 善 高 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
遠藤満夫議会運営委員長。
○議会運営委員長（遠藤満夫君）はい議長。
○議長（坂田秀昭君）はい9番、遠藤満男議員。
○議会運営委員長（遠藤満夫君）12月12日に議会運営委員会を開催し、検討をいたしましたところ、会期を今日1日と決定をしたところです。
以上、報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
なお、鬼塚教育委員長と今村農業委員長は、悪天候のため、欠席となっております。
9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受理したため、その写しを配付しております。
教育委員会から平成25年度教育委員会の活動状況の点検及び評価等に関する報告書について報告がありましたのでその写しを配布しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年も残すところ2週間となり、また、先月末に開かれた臨時町議会から間もない本日、平成26年第10回定例町議회를招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、師走の大変お忙しい中にもかかわらず、全員のご応召を賜り、ここに定例町議会が開会できますことに厚くお礼申し上げます。

また、この一年、議員の皆様、町民の皆様、関係各所の皆様には、それぞれのお立場でご協力をいただき、町政発展に向けたご尽力を賜りましたことに対しまして、この場をお借りし重ねてお礼申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます諸案件でございますが、初めに、一般会計補正予算の専決処分でございますが、11月21日の衆議院解散を受けて、12月14日執行されました衆議院議員総選挙に係る経費につきまして、12月2日の公示日までに期日前投票所及びポスター掲示場の設置、投票所入場券の発送等を行う必要がありましたことから、選挙経費の増額補正を11月26日付けで専決処分したものでございます。

次に、条例関係でございますが、国の第3次地方分権一括法に伴い、従来、厚生労働省令等で定めていた介護予防支援事業等の基準及び地域包括支援センターに関する基準について、各自治体において定めることとなりましたので、2件の条例制定及び3件の一部改正、合わせて5件の条例を上程するものでございます。

最後に、補正予算でございますが、今回の補正予算は、9月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた事務事業経費、補助の内示等に伴う事業費及び財源の調整につきまして関係経費を計上いたしました。

一般会計をはじめ、特別会計2会計に係る予算計上でございます。

以上、承認1件、議案8件を提案することとしておりますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。本定例会招集にあたっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、前回よりの継続審査、認定第1号、平成25年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長、下平正吾議員の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、下平正吾議員。

○決算審査特別委員長（下平正吾君）それでは私から、決算審査特別委員会の報告を申し上げたいと思っております。

平成26年9月第8回町議会定例会において本委員会に付託されました、平成25年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、11月19日から20日までの間、2日間にわたり審査をしたところでございます。

審査にあたっては、審査要領及び着眼点等に基づき、各会計決算書、主要施策事業費調べ及び決算審査意見書等により慎重に審査を実施したところでございます。

その結果、平成25年度小清水町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計の全会計について、全員の賛成により、それぞれ認定すべきものと決定をしたしだいでございます。

以上報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

これより、前回よりの継続審査、認定第1号採決いたします。

原案に対する委員長報告は、認定であります。

平成25年度小清水町一般会計、小清水町国民健康保険特別会計、小清水町後期高齢者医療特別会計、小清水町介護保険特別会計、小清水町簡易水道特別会計、小清水町農業集落排水事業特別会計を一括して採決いたします。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号は、認定と決定いたしました。

◎意見案第14号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第14号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の説明を申し上げます。

かいつまんで説明申し上げたいと思いますのでご理解を願いたいと思います。

政府は成長戦略である日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFに対して、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用に堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。

こうした現状に鑑み、下記の事項を強く要望したいと思います。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2つ目、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3つ目、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思いますので、慎重審議の上、採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第14号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第14号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第15号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第15号、2015年度予算、介護、子どもの充実、強化を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

○8番(高橋隆文君) はい。

○議長(坂田秀昭君) はい8番、高橋隆文議員。

○8番(高橋隆文君) ただ今上程されました意見書案第15号について説明いたします。

2015年度予算の充実、強化を求める意見書案でございます。

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間にかけて市町村事業へ移行が進められています。

この見直しにつきましては、多くの関係者及び関係団体からは、地域資源や財政基盤による地域間格差の拡大や必要なサービスが提供されないことによる要支援者の介護の重度化及び介護労働者の処遇低下などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施につきましては、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

2015年4月から本格実施が予定されている子ども子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっております。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を強く要望する。

1、介護保険制度改正によっては、保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。

2、子ども子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。

3、介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案どおり可決下さいまして関係機関に送付下さいますようお願いを申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第15号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第15号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第16号、安全、安心の医療、介護の実現、医療、介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

○8番（高橋隆文君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただ今上程されました、意見書案第16号について説明いたします。

安全安心の医療介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書案でございます。

平成26年成立した医療介護総合法は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するにほかなりません。医療費抑制のため病床、病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助共助でというものです。

ただでさえ厳しい自治体財政と医療、介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。

介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へと変容させることなどが盛り込まれています。

限られた介護保険財政と人材の中で、更に自治体財政を圧迫することになります。

また、医療、介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間、過密労働で疲弊しきっています。

2013年に日本医労連が実施した看護職員実態調査によると、北海道では慢性疲労、73.7%、健康に不安、大変不安は60.2%となっています。

仕事をやめたいと75%の看護職員が思い、その理由の1位が仕事がきつい、2位が賃金が安いでした。

介護職員も介護労働安定センターの25年度介護労働実態調査によれば、採用後1年未満の離職率が4割におよび、労働条件の不満は、人手が足りない、賃金が低いと答え、事業者側も人材確保が難しい、今の介護報酬では人材確保、定着のために十分な賃金を払えないと答えています。

医療、介護の崩壊をくい止め、安全安心な医療介護を提供する上でも大幅な増員と賃金改善が急務です。

そして、診療報酬、介護報酬の改善なしには、増員も賃金、労働条件の改善もないといっても過言ではありません。

以上の趣旨から、下記事項について強く要望する。

1、国の公的責任を自治体、住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体、住民に負担をかける対策を国の責任として講じること。

2、安心安全な医療介護を実現するため医師、看護師、介護職員を大幅に増員すること。

3、国民の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬、介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案どおり可決下さいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第16号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第16号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第17号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、意見案第17号、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

○8番(高橋隆文君) はい。

○議長(坂田秀昭君) はい8番、高橋隆文議員。

○8番(高橋隆文君) ただ今上程されました意見書案第17号について説明いたします。

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書案。

6月の通常国会で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が可決されました。

要支援者の介護訪問と通所介護が介護予防給付から外されます。

これは、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービスすべてを取り下げた案を取り下げた経緯があります。

また、特養への入居、入所も要介護3以上に制限するとしています。

認知症の利用者では軽度の方が徘徊するなどの介護する上で大変な事例はよく見られることです。

軽度のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところです。

他にも一定以上の収入のある方の利用料の2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費、食費を軽減する補給給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。

つきましては、これまでどおり介護福祉士など専門性を持った職員のサービスを継続して受けられるよう要望するものです。

また、多くの介護事業所で賃金労働条件の厳しさから介護、看護職員の人手不足が深刻化しています。

特に広大な過疎地を有する北海道では看護師、理学療法士などの専門職を確保することは困難になっており、必要な処遇改善とそのため国庫からの援助を強く要望するものです。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図られるよう自治体に必要な財源を援助する必要があると考えます。

以上の趣旨から、下記事項について強く要望する。

1、要支援者、要介護者へのすべての介護サービスをこれまでどおり保険で継続すること。

2、介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保、処遇改善のための施策を早急に講ずること。

3、介護保険料の値上げを抑え、介護基盤整備を推進するため、国は自治体に必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第17号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第17号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）先に質問状を提出してございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私の方から3点ほど、まず就学支援について。

現在、全国で140万人の子供達が支援を受けているが、財源不足によって低所得家庭の子供が平等に教育を受けることが出来ない状況にあります。本町の状況をお聞きしたいと思います。

国から一般財源として交付されているが、地方自治体毎に使い方については独自に決めることが出来る財源であり、本町予算編成にあたって優先順位等を考慮しながら編成していただきたいと思いますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

もう1点、低所得世帯支援対策についてですが、デフレ脱却対策として国と日銀は金融緩和を二度も行い、株価上昇と円安を招いていることが原油を始めとする生活必需品の高騰、そこに電気料金の値上げが実施されたことで益々住民の負担が増え非常に厳しい生活が強いられています。本町は低所得者世帯支援対策として一部の世帯に福祉灯油制度の下で支援されているが、もっと対象の世帯の拡大と補助額等の制度見直し検討が必要と思いますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

それからもう1点、地方創生について。

国は既に地方創生関連2法案衆議院本会議で可決された中で、本町の平成26年度町政執行方針で住みよい町づくりのためのまちづくり基本構想について策定中であると思いますが、私は基本的には人口減少社会からどう脱却するかが最重要課題と考えてます。

そのためには安定した雇用、待遇改善、そして社会福祉の充実が人口減少の歯止めになると思いますが、町長はどのように長期ビジョンのなかで進めていくのかご所見をお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

まず私の方は、ご質問の2点目と3点目について答弁をさせていただきます。1点目のご質問につきましては、後程、渡邊教育長の方から答弁をさせていただきますのでご理解いただきたいと思います。

まず2点目の低所得世帯支援対策ということで、本町の暖房費助成事業についてでございますが、平成13年度から所得の低い高齢者の方々を対象として、冬期間に増加する燃料費等の一部を助成し、高齢者世帯の福祉向上を図ってきたところであります。平成24年度からは、町の実施内容を小清水町社会福祉協議会に引継ぎ、町の補助金を財源に、同協議会の自主事業として実施いただいているものでございます。

助成対象者は、高齢者による世帯構成で、かつ、年収所得基準は生活保護の収入基準を参考とし、

助成額につきましても生活保護の冬季加算額との均衡を考慮し、平成18年度から1世帯あたり1万2千円を支給しているものでございまして、本年度におきましては、審査の結果、11月21日に27世帯の方々に灯油券等が支給交付されたと伺っております。

議員のご提案は、対象世帯及び補助額の拡大の制度見直しを検討すべきとのことですが、過去の一般質問でもお答えしておりますように、これにつきましては様々な考え方があるところでございます。

燃料費の高騰、加えて電気料の値上げは、経済的に大きな負担になるものと重々承知しておりますが、事業実施主体であります社会福祉協議会といたしましては、当面は、現状の助成対象世帯の基準を維持し、冬期間の暖房対策として継続していく考えであると伺っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、参考までに、オホーツク管内では11の町が同様の助成事業の実施を予定しておりますが、1万円の支給が半数以上を占め、また、継続して実施しておりますのは本町のみで、他町においては、灯油価格等の高騰時に臨時的に発動する制度となっておりますことをご報告させていただきます。

次に、3点目の人口減少社会への対応についてお答えいたします。

国立社会保障人口問題研究所が平成25年3月に推計を行った、26年後の平成52年には小清水町の人口は3335人にまで減少する推計結果が公表されるとともに、国において実施した、合計特殊出生率を人口が長期的に一定に保てる数値である2.1に上昇したと見込んだ推計においても、本町の平成52年度の人口は3442人までに減少する推計結果となっているものであります。

また、これらの推計結果をもとに、北海道総合研究調査会が公表した地域人口減少白書の中の将来人口における自然増減の影響度と社会増減の影響度の分析結果にあつては、本町は、社会増減の影響度が大きいグループに属している分析結果となっているところであります。

人口減少社会における魅力あるまちづくりに関しては、本町のみならず、全国の過疎市町村において喫緊の課題であり、管内町村会においても人口減少社会における魅力あるまちづくり検討会を設置し、学習会の開催のほか、情報の共有と迅速な情報提供に努めるなどの連携を図るとともに、本町においては、現在、策定を進めているまちづくり基本構想において、人口減少社会を見据えた公共施設のあり方について検討を行っているほか、今までもおきましても定住対策事業の実施や、子育て世代への支援施策などを展開しているものであります。

下平議員からのご質問のあります、人口減少の歯止めを行い、人口減少社会からの脱却としての安定雇用や社会福祉の充実などにつきましては、人口減少の推計等を考慮しながら、平成27年度に策定を行う第5次小清水町総合計画の後期計画にどのような施策が反映することができるのか検討して参りたいと考えているところであります。

つづきまして教育長からお願いします。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） ご質問のございました1点目の就学支援についてお答えいたします。

学校教育法第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されておりますように、親の経済力の格差により子供達が義務教育段階で平等に教育を受ける機会が妨げられるようなことがあつてはならないことと考えております。

このような、低所得者を支援する本町における就学支援制度の内容でございまして、児童生徒が学校生活を送る上で必要な学用品費、スキー、スケートなどの体育実技用具費、修学旅行費、学校給食費などを支給費目としており、平成25年度からクラブ活動費、PTA会費、生徒会費も新たに加えましたので支援内容につきましては、文部科学省が就学援助制度に定める12費目全てについて支給対象としております。

また現在、本町における就学援助を受けている児童生徒は、29世帯、38名がおりまして、平成26年度の就学援助費予算は小中学校費合わせて481万9千円措置しております。

なお、就学援助費の財源につきましては、平成17年度より国から税源委譲が行われ、地方交付

税の算定対象とはなっておりますが、実質的には費用算定に反映されてはならず、結果として全額町費一般財源を充当しております。

このような中で、教育委員会といたしましては、今後も引き続き子ども達の教育環境の整備に努めて参りたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○3番（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）それでは教育長の方から、先にお聞きしたいと思ひます。

過去に義務教育費の、それと30人学級の関係で意見書がずっと過去、私が議員になる前からだと思ひますけども、意見書として提出されているんですが、そんなことで進めている中ですね、財務省からですね、その30人学級じゃなくて40人学級にして、先生の数を減らしてですね、200億円くらいの財源を作るなんていう話がちょっと新聞にでていたんですけども、そういうことからであるということではですね、非常に予算が難しくなっているなど感じてますので、ぜひ予算の確保についてはですね進めていただきたいと思ひます。これ要望でございますけども、非常に今聞きますと、クラブ活動費から修学旅行からあらゆる観点からですね、色んなかたちでしていただいているということをありがたく思ってますけども、そういうことがありますので十分、今後よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、低所得者の関係ですけども、福祉灯油を中心にものを、私しゃべったんですが、この福祉灯油にこだわらずですね、非常に生活に困っている人たちが結構おられます。

そんな中で今の生活水準が上がっているということで、なんかそういうようなこと検討する必要がないのかという、私の気持ちなんですけども、特にですね、燃料を取り上げてですね、昔、私がこれは個人的に言って申し訳ないんですが、農協に勤めた時は、燃料手当として10万円世帯主があたってですね、准世帯主が7万円でした。

その10万円の基礎はですね、1年間に灯油で換算しますと、約2200リットルですか、その時の灯油価格が45円でした。

ちょっと計算すると、10万円若干きれえますけども、10万円になるんですね。

そんな感じからいくとですね、その頃、2200リットル45円で10万円であれば、今の家庭がですね、いろんなオール電化とか、今、昔と違って、住宅も立派になって、暖かくなっていると思ひますけども、2200リットルはどうなのかなという気はしますけども、2200リットルで換算しますとね、非常に金額のはる燃料手当になると思ひます。

そんなことも含めてですね、そういう中で農協、それから町職員はですね、安定した雇用の人たちはいいんですけども、やはり特に低所得者の方々はですね、非常に厳しい生活になっているんではないかということがございます。

そういうことで、灯油にこだわらずですね、何かそういう低所得者対策があるのであればお聞きしたいということがございます。

それから、地方創生の関係ですけども、これはですね、町長前にも一回、森さんか工藤さんだったと思うんですけども、この町づくりの問題で質問があったと思ひますけども、その時に、この町づくり構想、今策定してますよという話がありました。

その時にですね、ハード的な面で、施設の面でどういうことで、何年頃に作るという策定を中心に考えるんだと言ってました。

これも非常に大事なんですけども、やはり、そういうことよりもですね、今の住民がですね、小清水から流出しない対策、そして流出した町民がまた戻ってくるような対策が必要でないかと私は思っているわけです。

そんなことから、前の一般質問の時にも申し上げましたけども、やっぱり担い手対策というものをしっかりやっぱりやらないとですね、これ定住対策につながらないと思うんですよ。

こないだもそんな話がありましたけども、やはりその辺をですね、もっと一歩進んだ長期ビジョンの中で、そんなものも含めて考えていただきたいなと思ひます。

まだ、その町づくり基本構想が我々に説明されていない、提出されてない中で、物言うのは大変

失礼ですけれども、どんな内容になっているか、私も楽しみにしてますけれども、そんなのも含めて考えていただきたいなと思ってますので、よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）まず最初にですね、今言った就学、子どもたちの教育に関する国の予算等の対応についてですが、実は今ご指摘のようにですね、文部科学省が今、少人数指導教育ということで、小学校1年生がですね、35人学級が実施されております。

また合わせて北海道によっては小学校2年生については、北海道独自でですね、予算で今、小学校1年生、2年生が35人学級が実現されているところですが、今、国の予算要求、特に財務省においては、今、いじめだとか、いろんな課題があってですね、なかなか少人数学級に投資している財源が成果がでてないということで、35人学級から当初の40人学級に戻すというような形で、予算がですね、削られる可能性があるということで、今、色々情報が入っております。

ただ、この点については、また1月にはですねはっきりすることだと思うんですが、今、人事の関係についても進めておりますが、北海道教育委員会とは、今1年生35人学級を前提とした、学級編成でですね、協議をしているところなのでご了解をいただきたいと思います。

今、市町村教育委員会連合会においてもですね、今言われている、特に義務教育費の国庫負担2分の1の確保だとか、戻す話だとかですね、合わせて少人数指導の30人学級については、引き続き要望することになっておりますので、その点についてはご理解を賜りたいと思います。

また、小学校については、単費教員、今、町長の方をお願いして独自で町予算で1名配置しておりますが、次年度もできればですね、3月議会に提案をしてぜひ単費教員の配置について、子どもたちの少人数指導教育をですね、やっていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

まず、2点目の低所得者世帯への支援の関係でございますが、下平議員は、灯油以外の支援策についてもどう考えるのかというようなことでございますが、これにつきましてはですね、あくまでも灯油の支給というのは、収入が少ないからどうのこうのということよりもですね、高齢者の方々が所得が少ないと、そういう方に暖房費の少しでも、助成になればという意味で支給をしているわけでございますが、私は管内的に見てもですね、1万2千円支給しているのは、額としては高い方から2番目でございますし、当初予算からこういう予算を計上しているの管内で小清水町だけあります。

先程答弁させていただきましたけれども、そういう意味で、私は決して低所得者対策に冷たいということではなくて、やってる方ではないかと自負しているところでございます。

その他、低所得対策としてですね、今私どもがやってることについてはですね、一例としてワクチンの接種についてですね、低所得者については無料にするとか、町の健診を受けてる場合ですね、住民税非課税世帯は無料ですよとか、そういう支援もしております。

それから所得の基準は設けておりませんが、75才以上の高齢者の方々には、平成26年度からタクシーの利用券を助成してですね、支援しているという、私どもとしては総合的にしているということで考えておまして、今現在新たにこういう事を考えてますということは、ありませんけれども、私どもとしては、低所得者対策というのは総合的に進めていると、今後も色々な施策があれば考えていきたいなというふうに考えております。

次に、地方創生の関係でございますが、先程町づくり基本構想の話もできました、私どもは町づくり基本構想につきましては、これから人口減少社会に向けてですね、今有る公共施設が将来とも維持できるのかと、又、改築するとしたらですね、どういう物が必要なのかと、具体的な年度まではいってないですが、そういった人口減少社会を見据えた中の町の公共施設はどうあるべきかというのを検討している最中でございます。

これにつきましては、現在、北海道大学大学院の石井教授からのアドバイス等もいただきながら

ですね、策定中でございます。

中間報告という事になろうかと思いますが、これらにつきましても北大の石井教授にいつか議員協議会か、そういった中でですね、今の考え方について、これからこういうことを考えるべきだということについてですね、中間報告にはなろうかと思いますが、そういった機会も得たいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、人口減少社会の中ですね、町民が流出しないこと、また、一度町外に行ってもまた戻ってこれるような施策が必要でないかという議員のご指摘は、まったく私そのとおりでございます。

そういった事が具体的にどうとれるのかですね、最初の答弁の中で申し上げましたとおり、平成27年度には、町の総合計画の後期分の見直しがありますので、そういった中でですね、広く検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）最後に1点だけ。

町長は先の臨時議会においてですね、人事院勧告の条例改正の際に非正規職員の雇用改善の提案をしていただいて、非常に私どもはこの非正規職員の問題については、懸案であったわけです。

そんな中で、町長にさせていただいて本当にお礼を申し上げたいんですが、そんなもの含めてですね、今後、そういう高齢者の問題ばかりではなくてですね、低所得者向けの目線をしっかり持っていただいて、そして小清水の町で残ってそして生活ができるような体制づくりをしていただきたいとそうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それについて、答えてくれればいいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）今、ご質問のありました、嘱託職員の処遇改善もですね、私の考え方として、小清水で町職員として働いていただいているいじょうですね、正職員と同じ待遇にはなりませんけども、そこで生活していかれると、しかも結婚して子どもを持てるようなですね、そういった待遇にしていきたいというのが基本的な考え方でございます。そういった中で議員の皆さん方にご理解としていただいた中で、嘱託職員の処遇改善、給料の見直しだとか、手当の見直し、そしてやはりこの時代、退職金制度というのは当然の事だと思いますので、額は一般職とは違いますけども、やっぱり退職するときには退職金があたるといふ、そういった制度をもつべきだということで、議員の皆さん方のご理解をいただいて改正させていただいたところでございます。

それは一つの一例でございます。今後ですね町民がやっぱりここに、小清水に住んでいけるようにですね、町職員ばかりでなくて、他の職種もそういったことができるように機会あるごとに、他の諸団体の人たちにも私が発言できる範囲の中でですね、そういった発言をさせていただいて、町民が少しでも豊かな生活が出来るように努力して参りたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）8番、先に通告しております、2点についてお伺いしたいと思っておりますが、1点目の地方創生に関する地域再生計画の策定につきましては、先に質問有りました下平議員の質問と重複する部分があるかと思いますが、私については、地方創生に関する地域再生計画の策定してお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

少子高齢化の進展に対応し人口の減少に歯止めをかけるとともに、都市圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会を維持し

ていくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的にかつ計画的に実施するとして、地方創生に関する2法案が先の国会で成立しました。

1つには、まち・ひと・しごと創生法、もうひとつには、地域再生法の一部を改正する法律です。

地域住民が個性豊かで魅力ある地域社会で、潤いのある豊かな生活を営み、仕事と生活の調和を図れる環境整備、また、地域の実情に応じた効率かつ効果的な行政運営の確保を図るうえで地域再生計画の策定が重要かと思いますが、計画構想についてのご所見をお伺いしたいと思います。

次、2点目でございます。

管内農協が目指す振興策、小麦の製粉工場誘致についてでございます。

オホーツク管内14農協でつくるオホーツク農業協同組合組合長会が、管内農業が5年後をめどに目指す方向性をまとめた振興方策を初めて策定し、その中に管内の畑作主要作物の一つ小麦に関し、製粉工場の設置検討する方策を策定いたしました。

農業を基幹産業とする本町にとって畑作物の加工工場は馬鈴薯については農協澱粉工場、甜菜についてはホクレンの中斜里製糖工場を有していますが、小麦に関しては近隣町村を含め製粉工場がなく管外に頼っている状況にあります。

町内産の小麦に関しては、収穫量、品質ともに高い評価を得ている主要作物の一つであり、農業の振興策として製粉工場の立地誘致を関係機関と検討してはと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

まず1点目の地方創生に関する地域再生計画の策定についてでございますが、全国における認定件数は、現在1692件の認定が行われ、現在477件が事業実施中であり、オホーツク管内においては、網走市、北見市のほか佐呂間町、滝上町、西興部村の5団体が認定を受け、事業を実施または終了しているものであります。

本町における、地域再生計画の策定に関してですが、地域再生法の一部改正によりまして、特定地域再生事業が創設され、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画の作成が必要となるものであります。政策課題として設定される、一つ目としては、保健、医療、介護、福祉、子育て等のサービスをまちづくりと併せて一体的に整備、提供する事業、二つ目としては、居住者の高齢化が進む郊外型住宅団地の再生事業、三つ目としては、省エネルギー対策、リサイクル対策等を一体的に行うエコタウンの推進事業などの実施を行うこととなりますが、本町においては、特定政策課題として設定し実施できる事業が無いことや、民間事業者からの提案等も無いことから、現時点においては、計画策定の予定はしておりませんのでご理解をいただきたいと存じます。

下平議員へのご質問にお答えしたとおり、公共施設のあり方に関しましては、人口減少を見据えたまちづくり基本構想の策定を進めると共に、町の最上位計画であります総合計画について、平成27年度に前期計画の検証を行い後期計画を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生法の規定に基づく、市町村まち・ひと・しごと総合戦略の策定を行い、第5次総合計画の後期計画と連携を図り取り組んで行く予定としているものであります。

総合計画の策定の結果、地域再生計画に特化できる事業があれば、その時点で地域再生計画の策定について検討を図って参りたいと考えているものでありますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

次に、2点目の管内農協が目指す振興策、小麦の製粉工場誘致について、お答えいたします。

オホーツク農業協同組合組合長会が中心となり策定された、オホーツク農業の振興方策の中で、オホーツク産小麦の付加価値向上への取り組みについての目標が掲げられ、オホーツク管内において小麦の製粉工場の設置に向け、関係機関と連携のうえ検討を進めることとされていることにつきましては、JAこしみずよりお聞きしているところでございます。

現在の取り組みといたしましては、同組合長会及び各関係団体が構想樹立に向けて具体的な検討

が進められ、JAこしみずにおきましては、その一員としての役割を果たすべく、取り組みを行っているところでございます。

町といたしましては、この構想の詳細な内容は現時点では不明でありますので、今後、JAこしみずと連携を図りながら必要な対応について検討していく所存でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○8番（高橋隆文君）はい。

○議長（坂田秀昭君）8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）1点目の地域再生計画であります、この地域再生計画は国との適切な役割分担のもとです、実施すべき施策として、地域の実情に応じた自主的な政策を策定し実施すべき責務をおうものでありまして、地方自治体のアイデアが求められていると思いますし、実情にあった個別戦略等々の計画を策定する、これにつきましては努力義務を課せられるということでもありますので、地域経済の活性化、自主的な構造改革の発想が自治体経営にも求められていると思いますので、ぜひ今のところ予定はないということではありますが、前向きにひとつ、今後検討していただきたいと思いますので、そういう考えがあるのかひとつ、再度お伺いをしたいと思います。

次に、2点目の誘致の関係でございますが、今年の春に網走市小麦集出荷施設が完成いたしました、これが貯蔵能力、現状で1万8千トンということですが、ここから管内で生産される小麦の、網走港の出荷量が5割から8割に増えるということでもありますし、出荷される小麦の6割、60%が日本製粉、日清製粉に委託されるということなようであります。

そういった事からも、管内農業の地域がですね、一本となって取り組む体制作りが必要ではないかなと思いますので、こういう振興策の具体化に向けて、本町としても積極的に参加されて、指導的な一つ役割を果たしていただきたいなというふうに思いますので、再度所見を伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）はい、林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1点目の地域再生計画の関係でございますが、それぞれの自治体におけるですね、計画についてですね、国に認めていただいて事業をするということが主旨でございます。

前向きに検討していただきたいということですが、こういったことについてですね、先程答弁させていただいたように、来年度、町の総合計画の後期分の見直しがありますので、そういった中でですね、こういった事業に積極的に取り組めるのかどうかですね、内容について検討したいなというふうに考えてるところでございます。

それから、製粉工場の関係でございますが、JAこしみずに確認いたしますと、まだまだ構想というか、そういう段階で具体的な事はないということでございます。

たぶん、高橋議員がおっしゃるように現状では、日清製粉に管内からでてる小麦が大部分製粉されているというふうなことでございますが、それらが地元の農協組合長会が中心となって製粉工場ができれば一番出来ればいいとは思いますが、そういった先がちょっと見えない中で小清水町、頑張りますという表現はちょっと私も答弁できないので、今後農協とも連携取りながらですね、どういう風になるのかですね、できることは農協とも連携をとって進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい4番、森浩議員。

○4番（森浩君）私の方からですね、ふるさと納税制度の活用についてお伺いしたいと思います。

当町においてもこの制度を活用して、納税をされる方がおられますけれども、ずっと調べてみま

すと、ここ5年です、11件の225万です。

年に1件、2件あるかないかということでございますし、また特定の人が毎年してくれてるといようなことですね、この制度が十分にPRされていないかなと思います。

それでこの1年に2件くらいしかないということが、町長のお考えでそれが普通の数字なのか又はちょっと少なめなのか、ちょっとお考えを聞きたい。

それとですね、町はどのようなPR活動をしているのか、具体的にちょっとお伺いしたいと思います。

もう一つ、2点目についてですね、今後町おこし、または地方再生などの課題抱える中でですね、制度をきちっと利用してお金を、納税をしてもらうことではなくてですね、色々な考え方とか、また直接この町に来てもらってですね、町を見てもらって、PRをしてもらうそのようなお考えは持っていないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

はじめに、本町におけるふるさと納税制度の状況でございますが、平成20年4月に公布され地方税法等の一部を改正する法律を受けまして、小清水町ふるさと納税取扱要綱の制定を行い実施しているものでありまして、平成20年度から平成24年度までの実績といたしましては、18件、341万円の納税実績があり、5年間を平均いたしますと、件数で3.6件、金額では年68万2千円となっているところであります。

制度の発足当時には、新規に創設された制度であったことから、1件で100万円を超える納税があったこともありますが、近年では3件から4件で、納税額も20万円から30万円前後となっているものであります。

森議員からご質問にあります1点目、納税件数と制度のPRの状況でございますが、年2件程度の納税が多いのか少ないのかについては、判断する根拠となるものがないので、お答えできないことにご理解をいただきたいと存じます。

次に、PRの状況についてですが、町のホームページに掲載を行っている他、東京こしみず会の総会の時に、ふるさと会向けの広報特別版を配布しており、その広報において、ふるさと小清水への応援としてのふるさと納税をPRしているものであります。

2点目の制度を活用した地域活性化等課題への対応でございますが、現時点においては本制度を利活用した町の施策は考えておりませんが、ふるさと納税制度の改正が見込まれていることから、今後の納税の推移や関連する国の施策等を見極めながら、必要に応じて本町の施策展開を検討して参りたいと存じますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、森浩議員。

○3番（森浩君）ふるさと納税というものはですね、お金をもらうだけではなく、もらった後の色々なPRっていうんですか、払っていただいた方にですね、それなりのことをしていかなきゃならないかというふうに思うんです。

当町では、ほがじゃですか、これ額に限らずほがじゃ一つかなと思いますけれども、送っている訳なんです、私考えるにはですね、納税をする、なんだかのその思いがあってしてくれる訳なんです、その思いはなんなのかっていう部分も含めてですね、やっぱりきちっと、町の方でとらえていかなきゃならないんじゃないかなと思います。

そういう訳ですね、ぜひ納税してくれた方についてはですね、小清水町にぜひ来て町をみてくれないか、あなたが出て20年も30年も経ってるけども、町はこうなってるんだよ、そのような事をですね、このこちらの方から発信してやらなければ、なかなかお金を納めてそれでおしまいっていう形にしかならないような気がするわけなんです。

ですからぜひ、これからの施策の中ですね、町に来てもらうような方法を考えていただきたいなというふうに思ってるわけです。

私がたんに言えばですね、できればふれあいセンターの宿泊券を送ってあげるだとか、また、女満別、小清水をですね、送迎してあげるとか、そのような事をしてあげればですね、結構来てもらえるような状況ができるのではないかとこのように思っております。

あとそれとですね、小清水の町からこの出ていった方で、結構著名な方もおられます。

聞くところによると、大学の教授をしているだとか、色々な事業で成功をしている方、そういう方も聞いております。

そういう方にですね、ぜひふるさと小清水に来てもらってですね、なにかこの小清水の物を得てまたその自分の住んでいる所に帰っていただきたい、そして小清水をPRをしていただきたい、そのようなことをですね、町として取り上げてやっていかなければ、なかなかこのふるさと納税制度のうまい利活用の仕方が出てこないんじゃないかとこのように思うわけです。

そういう部分を含めてですね、町長にもう一度お聞きしますけれども、そのような角度を変えた利活用の仕方というものを考えておられるかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えをしたいと思います。

まずふるさと納税の関係でございますが、今日の北海道新聞に大きくでておりました。

自民党の税制調査会は、16日の幹部会合でですね、新年度から見直すというふうに書いてあります。

控除額を2倍に増やすというようなこともありますが、逆に今問題になっていることもこの新聞にも書いております。

寄付を呼び込むための自治体が、返礼として送る得点が過剰になっているとの指摘があることから、自治体向けの基準を示すなど、歯止めをかける方策も検討していると。

そもそもふるさと納税はですね、田舎から都市に人口が流出してって、税が都市に集中してると、納税する額が都市に集中してるんで、ふるさとにその自分が育ったふるさとに寄付をすることによって、その方の税額を減額してあげますと、それがもともとスタートだったんですが、先程私が言ったようにですね、1万円寄付すると、1万5千円も2万円も得点として送ってこれるから、それが魅力で今ふるさと納税というのがかなり全国的に過剰な反応を示している、ふるさと納税の得点ランキングというんですかね、そういう雑誌もでていそうだし、インターネットで見ると、上位から、牛肉何キロとか、例えば蟹が何キロとか、そういう過剰な反応になっているということもありますので、国もそういった基準も作って過剰にならないようにっていうのが、今日の北海道新聞にでておりました。

それが国の考え方が、1回目の答弁で申し上げましたように、国はすこしふるさと納税について、考えを改めるといのが、これが一つの例だと思うんですが、そういった事もありますのでですね、本町は、森議員がおっしゃったように、ほがじゃ1箱、1300円相当ですから、これが高いのか少ないのか、多いのかというのはちょっと議論のあるところですが、その得点については、私はあまり考え、高い物にするつもりはございません、今のところ、そういった中で、新年度もそういう考え方をしたいと思っておりますが、提案のありましたようにですね、小清水から著名な方もでると、そういった方々にふるさとに一度来ていただいてですね、また小清水をPRしていただく方法もどうでしょうかというひとつの提案がございました、そういったことも含めてですね、ふるさと納税についてですね、できることとできないこともあろうと思いますが、森議員の提案も含めてですね、そういったことも可能なのかどうかも含めて、今後検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）最後に7番、工藤孝一議員。

はい7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）はい7番、先に通告してあります2点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、インフルエンザ予防接種費助成事業についてであります。

この助成事業については、現在、小中高校生、65才以上の方、そして60才以上65才未満の方で、内部障害の心臓、肝臓、腎臓、呼吸器などに重たい障害の有する方となっていますが、重たい障害の範囲を年齢制限なく、町内在住の外部障害の方も含めて、1・2級の身体障害者、知的障害者に広げるべきと思いますが、所見を伺います。

2点目であります、介護保険制度についてであります。

先の通常国会で医療・介護総合法が成立し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が実施されますが、介護サービスが今まで同様確保出来るのかご所見を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

ご質問の1点目、インフルエンザ予防接種費助成事業についてでございますが、ご承知のとおりインフルエンザ予防接種は、予防接種法において、国が接種を奨励し、市町村長は期間を定め、政令で定める対象者に予防接種を行わなければならないとされる定期予防接種であります。その対象者は、インフルエンザに感染発症すると重症化しやすく、更には、合併症を併発したり死亡する危険性が高いとされる65歳以上の高齢者、又は、心臓や腎臓などに慢性の疾患、障がい有する60歳以上65歳未満の者と政令で定められており、この定めに基づきまして、国の救済措置のもとに、BCGやポリオワクチンなど、他の定期予防接種費用の助成事業と同様に実施しているものであります。

ご質問では、年齢に制限なく、1・2級の障がい者の方も対象に広げるべきとのご意見でございますが、定期予防接種の対象者以外は予防接種法に基づかない任意予防接種となり、国の救済措置の対象にならない中で、接種費を助成し奨励すべきかという問題が生じて参ります。

厚生労働省のインフルエンザ予防接種実施要領では、予防接種法の趣旨を踏まえ、積極的な接種奨励にわたることのないよう留意することと明記されておりますので、予防接種法に定めのない障害の範囲まで、助成措置による接種奨励は控えるべきと考えるものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、乳幼児及び児童生徒も任意予防接種となりますが、乳幼児では、インフルエンザ脳症等が発症するケースが報告されていること、児童生徒も成人に比べ重症化しやすく、また、保育所や学校生活において集団感染のリスクが非常に高いことから、感染の蔓延を極力抑えるためにも予防接種を推進することが望ましいとされておりますので、他の流行性疾患と同様に子育て支援の一助として、任意予防接種助成事業を推進しているものであります。

続きまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施において、介護サービスが今まで同様確保できるかという、ご質問でございますが、まず、介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者の介護予防給付として提供している全国一律の訪問介護、通所介護を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、多様なサービスを総合的に提供できる仕組みとして改正介護保険法に位置づけられ、平成27年4月に施行されますが、その円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえて、その実施は、平成29年4月まで猶予されるものであります。

この総合事業の実施にあたっては、市町村が、その地域の実情に応じて新たなサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定め、要支援者の状態を踏まえたサービス提供を行っていく必要があります。現在の指定介護事業者による訪問介護、通所介護に相当するもののほか、ボランティアなどのマンパワーや社会資源の活用等を図ったサービス類型が国のガイドラインに示され、これらを参考にサービス提供のあり方について検討していかなければなりません。

具体的な事業につきましては、国のガイドラインに示された内容のみで、道の支援計画の骨格も全く示されていない中であって、定まってはおりませんが、現在策定を進めております、第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画にその方向性を示し、介護保険運営審議会の意見を踏まえ、多く

の課題等を整理研究しながら総合事業サービスの検討を進めることとし、その中では、現行の社会福祉協議会による訪問、通所型サービスや、総合事業の生活支援サービスに位置づけられます、栄養改善や一人暮らし高齢者の見守りとともにやっている配食サービス、その内容を低下させることなく実施すべきものとしており、これに加えて、新たなサービスを検討することとなりますので、総合事業の実施においても、これまでと同様の介護予防サービスは確保できるものと考えているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○7番（工藤孝一君）はい議長。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）一番目のインフルエンザ予防接種費助成事業については、予防接種法によって、一定の制約と各自治体のできる範囲に限られるというご説明でありましたが、1級の身体の方々の中には、やはり外部障害であっても、上肢、下肢、体幹障害、そういった外部障害の方の中にも重篤な方は、時間を追うごとに心肺機能の低下をきたす、そういう1級障害の外部障害の方もいるんですね。

やはり、そういう面を考えますと、もう一歩進んで内部障害に限らず、家族三世代で暮らしつてもですね、やはりじいちゃん、ばあちゃんは予防接種は受けているけども、人混みにでる場合が多い、中心的な親御さん、そして当然介護されていますんで、そういう人混みにでる家族もいるという中で、重篤な1級障害の方の外部障害の方で、インフルエンザの予防接種をぜひ希望したいという方もいらっしゃると思います。

そういう接種法による制約が有る中で、やはり希望される、任意で希望されるそういう障害の方もひとつの受け皿を作るべきではないのかなというふうに考えます。

ひとつこの点、限られた範囲とは思いますが、ぜひ検討をいただければと思います。

2点目の介護保険制度の改正ですが、今、町長説明ありましたように、今回の改正は制度改正と報酬の改定という両面があるというふうに思いますが、特に要支援者の訪問通所介護サービスですね、この問題がでて、町長のご答弁では、今後ともサービスを低下させないという方向で、立場をはっきりされてるそういうご答弁だと思いますが、そのためには財源、そして体制の整備が伴うというふうに思います。

要支援の方は、100名前後の方が本町にはいらっしゃいます。

特に、やはり国も言ってることなんですけど、痴呆症対策ではやはり早期から発見治療の努力をすべきだというのが厚生省も大事な点だということはいわれています。

そういう意味からしても、要支援者をそういう保険、介護保険制度から国の事業へ移していくという方向はいかがなものかというふうに私は考えますが、そういう点でも、今まで本町がやってきた、そういう軽度の方々の支援体制を今後とも、今崩さないレベルでぜひ維持をして、再度町長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1点目のインフルエンザの関係でございますが、1・2級の障害者の方もですね、家族の中でじいちゃん、ばあちゃんしても、自分ではできないと、そういった町からの支援がないというようなことなんで、なんとかできるようにというご希望のようでございますが、私は、その人は自分のお金で受けるべきでないのかなというふうに思います。

町がそういった範囲をどんどん広げてって、もしなにか事故がなにかあった時に、救済措置がないわけですね、従って必要な方は、1・2級の障害者の方、町からの支援がなくても自分の考え方で受けたいという方はいくらでも受けれるわけですから、それは現時点としてですね、将来においてもということではなくて、現時点では、制度的にそうなるんで、それはそういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから2点目の介護保険制度の改正に関わってですね、要支援者の対応等についてですね、私

はできるだけ今受けている状況についてはね、確保したいと考えております。

しかしながらこれも財源だとか色んな事がありますから、将来にわたっても間違いなくそうしますとは断言はできませんけども、ものの考え方としては、私は現行制度で受けれる、受けている様な内容についてはですね、今後においてもできるだけ努力をして受けられるようにしたいと考えております。

ご理解いただきたいと思います、以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成26年度小清水町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について、平成26年度小清水町一般会計補正予算第5号をご説明申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

本補正予算は、12月14日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用を2款総務費に追加計上したものでありまして、各委員等の報酬、職員手当の人件費248万1千円、その他物件費320万円、総額で568万1千円を、国庫支出金を財源として歳入歳出予算に追加計上し、予算の総額を52億7381万5千円としたものでございます。

衆議院解散後、即座に選挙事務に取りかかる必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎議案第66号 乃至 議案第70号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第66号乃至、日程第15、議案第70号、小清水町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例制定について。

小清水町介護保険法に基づき指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について。

小清水町介護保険法に基づき指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

小清水町介護保険法に基づき指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について。

小清水町介護保険法に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第66号、小清水町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例制定から、議案第70号、小清水町介護保険法に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定まで、2件の新規制定及び3件の一部改正につきまして、一括してご説明申し上げます。

本件の条例制定及び一部改正のいずれも、主旨としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法において介護保険法の一部が改正され、従来、国が定めていた基準について、町の条例で定めることとされましたことから、厚生労働省令等に準じ、基準を定める新たな条例の制定と、現行条例に基準を定める一部改正、並びに新規制定条例の基準等によるものとする一部改正を行うものでございます。

はじめに、議案書26ページからの、新規制定の2件の条例でございますが、別途お配りしております資料、介護保険法関連2条例案の概要を合わせてご覧下さい。

議案第66号、小清水町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例制定は、従来、国が定めていた地域包括支援センターに配置すべき職種とその人員数に係る基準、センターの役割及び運営のあり方について条例に定めるものでありまして、包括的支援事業の実施に際し、町独自の異なる定めをする特段の実情もないことから、国の基準に基づく遵守すべき基準を条例に定めるものでございます。

次に、議案書28ページ、資料の2ページになります。

議案第67号、小清水町介護保険法に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る、介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定は、従来、国が定めていた介護予防支援事業に従事する職種及び人員数、介護予防支援事業の運営に関する基準について条例で定めるものでありまして、本条例では、1点、町独自の基準を設けることとしまして、参酌すべき基準とされる、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、第29条第2項に規定します、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録の保存期限において、介護報酬の請求に過誤があった場合、その返還請求権に係る消滅時効が5年間とされていることを鑑み、介護報酬の請求に係る根拠書類の存在を担保するという観点から、国が2年間とする基準を5年間の期限に延長し定めることとしております。

これ以外のその他運営に係る参酌すべき基準、従業者の職種及び人員、管理者の設置や、利用する要支援のサービスの適切な利用、処遇及び安全の確保、秘密の保持等の従うべき基準につきましては、厚生労働省令に定める国の基準により規定するものでございます。

次に、3件の一部改正でございますが、議案書46ページ、資料は、別途お配りしております新

旧対照表の1ページになります。

はじめに、議案第68号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例制定でございますが、指定介護予防支援事業者の指定に関し、申請者の法人格の有無に関する基準について、条例で定めることとされましたことから、第1条には、規定する根拠及びその趣旨を定め、第5条において、国の基準に従って、指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者を法人とする規定を加える改正とするものでございます。

次に、議案書47ページ、新旧対照表の2ページになります、議案第69号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。

介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーが、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成する際に基準となる、指定介護予防支援の具体的取扱方針及び提供にあたっての留意点については、法改正により条例に定めることとされ、先程の議案第67号、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例において基準を定めましたので、現行条例第67条第2号において規則に委任し、国の基準としております、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっての、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成する際の基準について、条例に定める基準によるものとする改正を行うものでございます。

次に、議案書49ページ、新旧対照表3ページになります、議案第70号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

介護支援専門員が、居宅サービス計画を作成する際に基準となる具体的な取扱方針は、法改正により都道府県条例に定める基準とするよう委任されたことに伴いまして、第93条第2項で規則に委任し、国の基準としている規定を、北海道条例で定める基準によるものとする改正を行うものでございます。

最後に附則ですが、2件の条例制定及び3件の一部改正いずれも、地方分権一括法における経過措置期間をおき、施行日を平成27年4月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第66号から議案第70号まで、5件を一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号から第70号、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号 乃至 議案第73号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第71号乃至、日程第18、議案第73号、平成26年度小清水町一般会計補正予算第6号について。

平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号について。

平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました議案第71号、乃至、議案第73号小清水町各会計補正予算について、はじめに議案第71号、平成26年度小清水町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4271万7千円を追加し、予算の総額を53億1653万2千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、社会体育施設管理運営事業管理料について、電気料金の値上げにより、本年度の事業執行に際し事業費不足が見込まれることから、不足見込額相当分の追加をするものでございます。

第3表、地方債補正は、特別養護老人ホーム整備事業債で、過疎対策事業債及び介護サービス整備事業債の借入を予定しておりましたが、介護サービス整備事業債分の借入を行わず公共施設整備基金繰入金で対応することによる限度額の変更、除雪機械購入事業債につきましては、事業費が減額となるものでありますが、特定財源であります社会資本整備総合交付金の交付決定額が当初予定額を大きく下回ったことから、減額相当分に起債を充当することによる追加の変更、消防救急デジタル無線整備事業債及びスクールバス車庫整備事業債につきましては、事業費の確定によりまして、限度額を変更するものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、事業費確定による減額分を除く主なものについてのみ、説明をさせていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費ですが、1項総務管理費は、1目一般管理費で、マイナンバー法の施行に伴い、平成27年10月から開始される個人番号の付与及び平成28年1月から利用が開始される個人番号に関して、関係するシステムの整備を行うこととし、システム整備業務委託料665万1千円を追加するほか、現在使用しております総合行政システムについてデータセンター化を行うこととし、システム構築業務委託料1162万8千円、ナンバー法施行に伴い関連する条例改正等点検業務委託料26万円をそれぞれ追加、18節備品購入費は、新総合行政システム導入に係るシステム用備品購入費457万3千円追加、19節負担金補助及び交付金は、マイナンバー法のシステム整備に係る共同利用負担金66万3千円追加、4目財産管理費は、4件のふるさとづくり寄附金の基金積立金14万円追加、6目企画広報費は、まちづくり基本構想策定業務委託料において入札執行残34万6千円減額、19節負担金補助及び交付金は、ふるさと会への運営費の支援を予定しておりましたが、自主運営等により40万円減額、企業立地促進事業費補助金は、株式会社山口油屋福太郎に対する固定資産税支援分について、対象課税額が確定したことに伴い375万円減額、8目交通対策費は、網走バスの路線維持、運行補助としまして1154万5千円を追加、11目住民センター費は、電気料金値上げに伴い住民センター7施設分の電気料20万4千円追加、合わせまして3116万8千円を追加、次のページになります。

3項戸籍住民基本台帳費は、住居表示検討委員会開催に係る委員謝礼として13万1千円追加、4項選挙費では、2目農業委員会委員選挙費で、選挙未執行による委員報酬など総額131万9千円減額、次のページになります。

4目知事及び道議会議員選挙費は、平成27年3月26日告示、4月12日投票に要する経費といたしまして、委員報酬など総額312万3千円追加、合わせまして180万4千円を追加計上するものです。

次のページになります。

5項統計調査費は、委託金の確定に伴い統計調査員報酬54万8千円減額、消耗品費12万2千円の追加、合わせまして42万6千円減額を行うものです。

次に、3款民生費は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事業完了に伴い、臨時職員賃金など事務費を含め総額342万3千円減額、障がい者福祉サービス給付事業において、介護給付費に係る基準額の変更及びサービス利用者数の増に伴い1569万7千円追加、小清水高校生徒会からの指定寄附金の基金積立金11万3千円追加、3目老人福祉費は、敬老祝金支給事業など、関連事業終了による事業費精査として、敬老会協力者謝礼など合計60万8千円減額、次のページになります。

4目特別養護老人ホーム費は、補正額はありますが介護サービス施設整備事業債の借入分を公共施設整備基金繰入金で充当を行う財源内訳の変更、8目ふれあいセンター費は、施設冷暖房設備工事の入札振興残23万8千円を減額、合わせまして、1154万1千円の追加を行うものです。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費において、不足が見込まれる印刷製本費6万2千円、通信費4万5千円をそれぞれ追加、3目子育て支援費は、子育て支援センター、放課後子ども教室、児童クラブの各運営事業において、運営体制変更等により不足が見込まれる臨時職員賃金207万2千円追加、4目保育所費は、3歳児要支援児童や0歳児支援加配措置の他、嘱託職員の退職に伴い不足が見込まれる臨時保育士賃金454万2千円を追加するほか、施設冷房設備整備工事の入札執行残8万1千円減額、5目へき地保育所費は、嘱託保育士の病気入院に伴い嘱託保育士賃金54万円追加、途中入所児童5名などに係る施設運営業務委託料7万1千円を追加、合わせまして725万1千円を追加を行うものです。

次のページになります。

4款衛生費は、1項保健衛生費、5目環境衛生費で、道営営農用水事業小清水北地区の負担金相当として簡易水道特別会計繰出金421万2千円追加を行うものです。

7款商工費は、1項商工費、2目商工振興費で、住宅リフォーム等助成事業の申請者数減により、地域経済活性化交付金500万円減額計上するものです。

8款土木費は、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費で、本年度施工の7路線の道路台帳補正業務委託料280万8千円追加、除雪機械購入事業で入札執行残164万5千円減額、2目道路新設改良維持費は、電気料金値上げによる道路照明の電気料不足分112万9千円追加、合わせまして229万2千円を追加、次のページになります、3項住宅費は、1目住宅管理費で、公営住宅管理システム更新に伴う業務委託料299万2千円を追加計上するものです。

9款消防費は、消火栓整備事業等の減額などにより、負担金163万5千円を減額計上するものです。

次に、10款教育費ですが、1項教育費、1目教育委員会費は、教職員成人病検査業務委託料の実行減により34万7千円減額、スクールバス車庫整備工事の入札執行残437万4千円減額、合わせまして472万1千円減額、次のページになります、2項小学校費、1目学校管理費は、電気料金契約変更による基本料金減により152万9千円減額、2目教育振興費は、新入学児童数減による新入学児童報償費4万円減額、合わせまして156万9千円減額、3項中学校費、1目学校管理費は、電気料金の1年間の使用実績に基づき割り引きメニュー変更等により484万1千円減額、3目学校建設費は、旧校舎跡地整備工事の入札執行残9万8千円減額、合わせまして493万9千円減額計上を行うものです。

次の5項社会教育費は、2目社会教育振興費で、国際交流協会が平成26年6月9日で解散したことにより補助金3万円減額、次のページになります。

6項保健体育費、2目体育施設費は、債務負担行為でご説明いたしました社会体育施設管理運営管理料30万円追加、工事請負費はトレーニングセンター整備工事他3件で入札執行残65万4千円減額、合わせまして35万4千円減額するものです。

続きまして歳入予算ですが、9ページにお戻り下さい。

まず、13款国庫支出金は、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、障がい者介護給付費等負担金761万2千円追加、2目国庫補助金、1目民生費国庫補助金で、臨時福祉給付金及び子育て

て世帯臨時特例給付金の事業完了により合計で342万3千円減額、3目土木費国庫補助金は、除雪機械購入に係る社会資本整備総合交付金593万4千円減額、5目総務費国庫補助金は、がんばる地域交付金の交付決定により471万3千円追加、社会保障・税番号制度システム整備費補助金668万1千円追加、合わせまして203万7千円を追加計上するものです。

14款道支出金は、1項道負担金、1目民生費道負担金で、障がい者介護給付費等負担金380万6千円追加、次のページになります。

3項道委託金、1目総務費道委託金で、委託金の確定に伴い統計調査費委託金42万6千円減額、知事及び道議会議員選挙費交付金312万3千円追加、合わせまして269万7千円追加、16款寄附金は、4件の指定寄附金として総務費寄附金14万円、1件の指定寄附金として民生費寄附金11万3千円をそれぞれ追加、合わせまして25万3千円追加、17款繰入金は、特別養護老人ホーム整備事業に充当を行うため公共施設整備基金繰入金1億9310万円追加計上、次のページになります。

20款町債は、第3表地方債補正でご説明しましたとおり、事業費の追加、確定等によります増減で、総額1億9430万円を減額するほか、18款繰越金で、一般財源調整分2751万2千円を追加計上するものでございます。

なお、22ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費及び統計調査費の人件費増減分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）続きまして、議案第72号、平成26年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の26ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996万5千円を追加し、予算の総額を2億4377万9千円とするものでございます。

地方債の補正でございますが、28ページをお開き下さい。

道営畑地帯総合整備事業の小清水北地区営農用水事業に関する簡易水道事業債において、財源の一部にがんばる地域交付金を充当することにより、借入額を420万円減額し、限度額を8640万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、32ページをお開き下さい。

合わせて、簡易水道会計主要施策調べをご覧ください。

歳出予算の補正でございますが、2款1項1目維持管理費で、光熱水費として電気料の改定に伴う増加分69万円追加計上いたしました。

また、新たな上下水道料金システムを導入するための経費として、システム構築業務委託料794万5千円、関連機器購入費133万円を追加計上いたしました。

2款2項1目建設改良費につきましては、がんばる地域交付金の充当に伴う財源調整でございます。

次に、歳入でございますが、30ページをお開き下さい。

3款1項1目一般会計繰入金で、がんばる地域交付金分421万2千円を追加し、6款1項1目簡易水道事業債で、420万円減額計上いたしました。

また、財源調整として、4款繰越金で995万3千円追加計上いたしました。

以上で説明を終わります、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第73号、平成26年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の34ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647万8千円を追加し、予算の総額を1億4416万3千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、39ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、2款1項1目維持管理費で、光熱水費として電気料の改定に伴う増加分29万4千円追加計上いたしました。

また、新たな上下水道料金システムを導入するための経費として、システム構築業務委託料529万7千円、関連機器購入費88万7千円を追加計上いたしました。

次に、歳入でございますが、37ページでございます。

財源調整として、5款繰越金で647万8千円追加計上いたしました。

以上で説明を終わります、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）8番、一般会計補正の方でちょっと1点お聞きしたいんですが、先程承認第2号でですね、専決処分で衆議院選の時に568万1千円補正しているんですが、今度の関係でですね、15ページの2款総務費、4項4目知事道議選でですね、312万3千円ということで、なんか同じ近い数字でもいいような気がするんですが、掲示板の数かなんか違うんですかね、内容を教えていただきたいと思うんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）今回の補正の分については、投票にかかる分でございます、新年度予算で開票にかかる分が計上されます。

それで、衆議院とは少し額が違うということになります。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他に。

はい5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）一般会計の補正予算の関係で、臨時福祉給付金事業についてちょっとお尋ねしたいんですけども、この臨時福祉給付金事業の対象者の人数というのは、町の方で把握できてるのか、そして今回対象者の中で何人くらいの方が給付を受けなかったのかというのが、もし町の方で把握できて、差し支えがないのであればちょっとお尋ねしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）お答えしたいと思います。

まず、臨時福祉給付金の対象者なんですけども、26年度賦課の確定値で、あくまでも住民税の均等割非課税者数しか把握できません。

税情報を本人に承諾なく使うことができませんので、名簿等の作成が制限されます。

そのために、単純に均等割非課税者となった方が918名ですね。

それで、今回給付決定をしたのが主要施策にもありますとおり、853名となりますので、給付率では92.92%。

この差分になる人数の方々なんですけども、こちらとしても税情報で特定できませんので、色々な事で申請を促してはきたんですけども、実際には未申請という形になっております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）PR関係で、町広報だとか新聞のちらし等で随分やられたかとは思いますが、今後ともですね、こういった案件あるかと思っておりますので、更なるきめ細かなですね、PR等をぜひとも知恵を絞ってお願いしたいなというふうに思います。

これは答弁は結構です。

○議長（坂田秀昭君）他に。

○3番（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）ちょっと1点をお聞きしたいんですが、それぞれ一般会計とそれから特別会計2件ですね、補正があったのは、その中で、財源調整で繰越金が使われてるということなんですけども、この繰越金はどのくらいあってですね、まだあるのか、これから補正するたびにそういう財源がでてくるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）財源町政としての繰越金の状況というご質問で、一般会計の方の状況をご説明させていただきたいと思います。

留保財源の状況でございますけれども、この第6号補正予算議決後におきましては、前年度繰越金が5245万8千円、交付税が6968万1千円、合わせまして1億2213万9千円の財源を留保している状況にあります。

この留保財源につきましては、今後の国の補正予算活用による、一般財源などについて充当を行う予定などをしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第71号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、採決いたします。

原案のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第10回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前11時47分）